

(案)

文化審議会の議事の公開について

(平成22年2月 日文化審議会決定)

文化審議会の議事の公開については、文化審議会運営規則（平成22年2月 日文化審議会決定）第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 会議は、公開とする。ただし、次の(1)から(3)の案件を審議する場合を除く。
 - (1) 会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第30条第1項第5号に掲げる事項に関する案件（ただし、文化芸術振興基本法第7条第3項に係る案件を除く。）
 - (3) 上記のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直前の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁長官官房政策課（この項において「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として次の(1)及び(2)に掲げる人数とする。
 - (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
 - (2) 前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数
4. 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
5. 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
6. 前二項に規定する行為を行う者に対しては、会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(議事録の公開)

7. 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
8. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(会議資料の公開)

9. 会議資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(その他)

10. このほか、本審議会に置かれる分科会及び部会における議事の公開については、それぞれの分科会及び部会において決定するものとする。